

環境目標 4 安全・快適

目標

良好な大気・水質・土壌などを次世代に引き継ぎ、人や環境にやさしい安全で快適な社会の実現に向けた取り組みを進めます。

数値目標及び進捗状況

●わがまち美化活動の延べ参加率※1の令和5年度（2023年度）の実績は15.6%となり、前年度実績（15.9%）と同水準となりました。以前は新型コロナウイルス感染症による地域活動への影響もありましたが、徐々に改善しています。

	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和10年度 2028年度 (計画目標)
わがまち美化活動 延べ参加率	15.9%	15.6%	20.0%

※1 わがまちクリーン作戦など、地域・学校等で、まちをキレイにする活動のことで、市の人口に対する活動人数の割合。（複数の活動の参加者を含むため、延べ参加率で計算しています。）

現状

1. 大気汚染の状況

大気汚染の発生源としては、工場や事業場からの固定発生源と自動車や航空機等の移動発生源があります。大気汚染物質のうち環境基準が設定されているものとして、二酸化硫黄（ SO_2 ）、二酸化窒素（ NO_2 ）、一酸化炭素（ CO ）、光化学オキシダント（ O_x ）、浮遊粒子状物質（ SPM ）及び微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）があります。西宮市では、令和5年度（2023年度）末時点で、地域の代表的な大気の状態を把握するための一般環境大気測定局6局と、自動車排出ガスを対象とした自動車排出ガス測定局4局を設置し、常時監視測定を行っています。

二酸化窒素（ NO_2 ）と浮遊粒子状物質（ SPM ）は、減少もしくは横ばいの傾向にあり、全測定地点で環境基準値を達成しています。微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）は観測を始めた平成23年度（2011年度）以降、減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）は全測定地点



図 4-1

大気汚染常時監視測定局

で環境基準を達成しました。

光化学オキシダント（O_x）は、経年変化をみると、近年緩やかな増加傾向にあり、全測定地点で環境基準を超えています。近年の光化学オキシダント濃度の上昇の原因として、中国など大陸から光化学オキシダントの生成原因物質が日本上空に流れ込んでくる問題などが考えられ、全国的にみても環境基準はほとんど達成できていない状況です。

物質名	結果の概要
二酸化硫黄 (SO ₂)	一般環境大気測定局の4局全てで 環境基準を達成
二酸化窒素 (NO ₂)	一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
一酸化炭素 (CO)	一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
光化学オキシダント (O _x)	一般環境大気測定局の6局全てで 環境基準は未達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般環境大気測定局の6局、自動車排出ガス測定局の4局全てで 環境基準を達成
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	一般環境大気測定局の1局、自動車排出ガス測定局の3局全てで 環境基準を達成

表 4-1 令和5年度（2023年度）の大気汚染常時監視結果の概要

	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (O _x)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が1立方メートルあたり0.10mg以下であり、1時間値が1立方メートルあたり0.20mg以下であること。	1年平均値が1立方メートルあたり15μg以下であり、かつ、1日平均値が、1立方メートルあたり35μg以下であること。

表 4-2 大気汚染常時監視項目の環境基準

2. 水質汚濁の状況

西宮市の公共用水域は、市街地を流下して大阪湾に注ぐ河川及び大阪湾の沿岸地域から成っています。河川や海域といった公共用水域の水質保全と水質汚染の監視のため、市内の主要 20 河川で 34 地点、海域において甲子園浜や香櫨園浜など 6 地点のほか、新池や甲陽大池などのため池 4 地点、地下水 31 地点で定期的に調査を実施しています。令和5年度（2023年度）については、市内の環境基準点がある武庫川及び夙川は環境基準を達成しました。

かつては工場・事業場からの排水や家庭から出る生活排水によって公共用水域の水質は芳しくありませんでした。しかし、水質汚濁防止法などの施行によって工場・事業場からの

汚濁物質の排出が規制されるとともに、公共下水道の整備・普及が進んだため、市内の河川の水質状況は著しく改善されました。

その一方で、海域の水質についてはあまり改善が進んでいません。COD（化学的酸素要求量）は6地点すべて環境基準値を達成していますが、依然として春夏季には赤潮（富栄養化に伴うプランクトンの大量増殖）が発生し、秋冬季には青潮（貧酸素状態）が発生することがあります。その主な理由としては、西宮市が接する海域は大阪湾の湾奥に位置する閉鎖性水域であるため、海水の入れ替えが進みにくいこと、過去に排出された汚濁物がヘドロ状となって海底に分解されず蓄積されていることなどがあげられます。

	項目	指標	環境基準	測定地点		日間平均値 (mg/L)	備考
河川	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	BOD75%値	年間75%水質値： 5.0mg/L以下	武庫川	甲武橋	1.2	すべて環境基準値内 (5.0mg/L以下) ※環境基準点は甲武橋 と夙川橋のみ
					阪神鉄橋	1.8	
				夙川	銀水橋	0.9	
					大井手橋	0.9	
					夙川橋	1.1	
					葎原橋	1.1	
海域	化学的酸素 要求量 (COD)	COD75%値	年間75%水質値： 8.0mg/L以下	甲子園浜		4.4	すべて環境基準値内 (8.0mg/L以下)
				今津港		4.5	
				香爐園浜		6.2	
				鳴尾浜沖		5.3	
				甲子園浜沖		4.9	
				西宮浜沖		5.4	

表 4-3 令和5年度（2023年度）公共用水域水質調査結果

3. 騒音・振動の状況

騒音については、一部の地点において道路交通騒音の環境基準値を上回っています。また、自動車等からの騒音だけでなく、工場・事業場の事業活動に伴う騒音や、カラオケなどの深夜営業に係る騒音、夜間花火による騒音や生活騒音も問題となっています。

①道路交通騒音・振動

西宮市の主要幹線道路である国道2号、43号、171号、176号の騒音及び振動の結果は下記のとおりです。騒音については一部の地点で環境基準を上回っていますが、振動については、全ての地点で要請限度以下の値となっています。

	騒音		振動		測定日
	昼	夜	昼	夜	
①国道2号（六湛寺町10）	70	66	41	37	令和6年（2024年）2月13日
②国道171号（河原町1）	72	70	38	35	令和6年（2024年）1月30日
③国道43号（久保町1）	67	63	49	46	令和5（2023年）6月20日
④国道43号（津門川町6）	65	61	45	44	令和5（2023年）6月20日
⑤国道176号（生瀬東町）	71	67	32	28	令和5年（2023年）11月21日
⑥国道176号（山口町上山口）	69	65	35	30	令和5年（2023年）11月7日

表 4-4 令和5年度（2023年度）自動車騒音・振動調査測定結果（国道）

※騒音の環境基準・・・昼 70dB、夜 65dB

振動の要請限度・・・(A、C、D、E) 昼 70dB、夜 65dB、(B、F) 昼 65dB、夜 60dB

② 航空機騒音

大阪国際空港（伊丹空港）は内陸部の住宅の密集した市街地に位置し、利用する際の交通の便は良いものの、離陸のコースは西宮市・尼崎市境界上空を飛行するため、騒音について対策の必要な空港でもあります。西宮市においては、毎年10月（令和5年度（2023年度）は10月17・18日）、段上センターで2日間、航空機騒音の有人測定を行っています。環境基準値は57dB以下で、令和5年度（2023年度）においては50dBであり、環境基準を達成しています。

③ 新幹線騒音・振動

市内を山陽新幹線が通過しており、その距離は高架部分約1.6km（武庫川から上甲東園6丁目まで）、トンネル部分約4.7km（上甲東園6丁目から芦屋市境まで）の計6.3kmとなっています。騒音の環境基準値は70dB以下です。一方、振動に係る環境基準はありませんが、指標として70dBの指針値（昭和51年（1976年）環境省勧告）があります。令和5年度（2023年度）においては、騒音は57dB～69dB、振動は、50dB～60dBと環境基準及び指針値を達成しています。



図 4-2 新幹線騒音の測定

4. 人や環境に配慮したまちづくり

ごみのない美しい・住みやすいまちづくりを推進するために、毎年6月と12月の2回、西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進委員会と連携・協力し、地域の各種団体や学校、事務所などに参加を呼びかけ、市内の美観を損ねる散乱ごみの一斉清掃を行っています。令和5年度（2023年度）の6月及び12月は合計で64,067人の参加者がありました。ごみの収集量は、年度によって増減はあるものの、昨年度と比較して7%増えています



図 4-3
わがまちクリーン大作戦

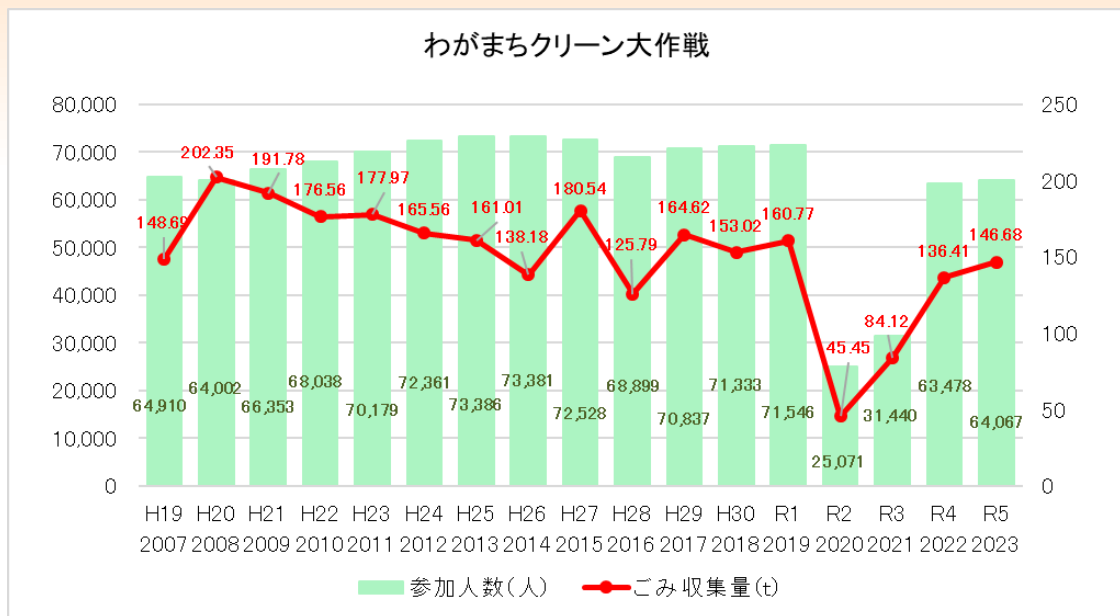


図 4-4 わがまちクリーン大作戦の参加人数とごみ収集量

「安全・快適」の指標の一つであるわがまちクリーン大作戦をはじめとした、わがまち美化活動の延べ参加率は、令和5年度（2023年度）は15.6%となっています。その他にも、わがまち美化活動として、地域団体による公園清掃や海浜清掃等が行われています。

取り組み

1. 良好な大気・水質・土壌などの次世代への継承

◆大気環境の保全

大気環境の保全として、自動車排出ガスによる大気の汚染を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、工場や事業場に対して法令に基づく届出の指導・審査を行うとともに、立入検査を実施し、規制・指導を行っています。また、市内複数の事業者と環境保全協定を締結し、事業者等による自主的な環境保全活動の推進を行っています。

◆水質・土壌の保全

・水質の保全として、水質汚濁防止法に基づき、市内公共用水域及び地下水の水質調査等を行い、環境基準の達成状況の確認や水質監視等を実施しているほか、市内事業場の立入を行い、事業場排水を監視するなど幅広く水質汚濁の状況把握に努めています。

・土壌の保全として、土地の土壌汚染を把握するための調査契機や調査方法、土壌汚染のある土地が見つかったときに健康被害が生じないよう適切に土地を管理する方法などを定める土壌汚染対策法の事務を取り扱っています。また、土壌汚染に関連の深い地下水について、概況調査や継続監視調査を定期的実施し、土壌汚染の把握や拡散防止に努めています。

◆悪臭対策の推進

悪臭は騒音などと同じように人の感覚に直接不快感を及ぼすため、快適な生活環境を損なう要因として大きな位置を占めています。

事業活動に伴う悪臭について、悪臭防止法で 22 物質が規制されていますが、規制物質以外の多数の物質からなる複合臭気による悪臭苦情があります。

西宮市では、これらの苦情についての原因調査、発生源への立入り調査などを行い解決に努めています。しかし、同じ臭いでも人によって感じ方の違いがあることや、発生源が小規模事業場や法規制の対象とはならない個人住宅の場合が多く、完全な対策が困難なこともあり、抜本的な苦情解決に至らない場合もあります。

◆地盤沈下対策の推進

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が低下し、粘土層に含まれている水が絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起こるためです。こうして起きた地盤沈下は、地下水位が回復しても元に戻ることはほとんどなく、建造物の損壊や大雨による浸水などの被害をもたらします。

地盤沈下の観測には定期的な水準測量が有効であり、国土地理院及び近隣府県市で構成する阪神地区地盤沈下調査連絡協議会の測量計画に合わせて、本市においても市域南部に設置している約 100 個の標石に対して約 110km の観測網を構築して、一級水準測量を定期的実施しています。

◆有害化学物質

・大気中や公共用水域、地下水に微量に含まれる有害物質のうち、ダイオキシン類や酸性雨等の調査を実施し、大気・水質環境の状況把握に努めるとともに、市民にわかりやすい情報提供に努めています。

・P C B 廃棄物を処理、保管等をしている事業者に対しては、立入検査を実施し、P C B 廃棄物の保管状況の調査、適正保管の指導と適正処理に関する啓発を行っています。また、既存建築物に吹付けられたアスベストの飛散を予防するため、アスベストの除去等事業にかかる費用の一部を補助しています。

◆騒音・振動対策の推進

・道路交通騒音を防止するため、「西宮市都市交通計画」に基づき、自動車交通量を抑制する公共交通機関の利用を促進しています。さらに、交通量の多い幹線道路において、低騒音舗装（排水性舗装）工事等を実施しています。

・建設工事並びに建築物等の解体の際に発生する騒音、振動について、苦情等があった場合は、現場確認等を行い、適正な工事が行われているかの確認や指導を行っています。

・また、夜間の花火騒音に対しては、快適な市民生活の確保に関する条例（市条例）に基

づき、深夜から早朝にかけての間の臨海部の迷惑花火行為に対する対策・取り組みを地元住民との協働により、巡回パトロール等を実施し、注意・啓発を行っています。

2. 人と環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

◆生活環境に係る保全の取り組み

良好な農業環境を整備するため、必要に応じて農業施設の改修を行っています。都市近郊で農業を継続的に行うために、化学肥料の代替として、有機堆肥の使用促進と農薬の使用を極力控えることを推奨しており、そうした取り組みを通して、近隣住民や周辺環境に配慮した環境に負荷をかけない農業の実施を推進しています。

◆人にやさしいまちづくりの推進

・福祉のまちづくり条例に基づいた人と環境にやさしい道路整備の促進として、バリアフリーに対応した歩道の整備のため、車道との段差を小さくした歩道の整備を行います。

・また、バリアフリー化を推進し、高齢者・障害者等の利用に配慮したノンステップバスを導入する事業者に対し補助を行うなど、人にやさしい公共交通機関の利用を促進しています。

◆生活環境保全のための届出業務

・一定の規模を超える駐車場、洗車場、太陽光発電設備の設置の際は、環境への配慮を促し、近隣の生活環境の保全を図ることを目的に、あらかじめ市長への届け出を義務付けています。

・市内における旅館業・風俗営業の用に供する建築物の建築にあたっては、禁止区域を設けるなどの規制を行うことにより、居住環境及び教育環境の保全及び向上を図っています。

◆空き地の環境を守る条例の有効な運用

空き地のパトロールを実施し、適切な管理が必要な空き地の所有者等に対して市条例に基づく通知等により適切な管理を促し、快適な生活環境の確保に努めています。

また、適切な管理を促進するため、草刈機の貸出しを行うほか、自己処理が困難な場合は、所有者から実費を徴収したうえで除草を民間に委託しています。

◆空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の適正管理の促進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき管理が不適切な空き家の所有者等に対して関係課等と連携して改善指導を実施しています。令和4年度（2022年度）から「第二次西宮市空家等対策計画」に基づき、管理が不適切な空き家の発生、特定空家等を生み出さない対策として、住宅や空き家の所有者等に対する啓発などによる予防的な取り組みを重点的に推進しています。また、空家の多様な利活用も促進しています。



図 4-5 空き家対策パンフレット

◆快適な生活環境保持のための鼠族・害虫駆除

感染症発生時においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、消毒及び感染症媒介昆虫等の駆除等を行います。また、平常時においては、感染症媒介昆虫等の発生源対策として水路や下水道等の公共施設において、蚊やねずみ等について調査・駆除を実施するとともに、ダニによる刺咬被害やアレルギー対策に関する啓発事業を実施し、市民の快適な生活環境の確保に努めています。

◆まちの美化・清掃活動

- ・毎年6月と12月にまちの美観を損ねるタバコの吸殻や空き缶などの散乱ごみを一掃するため、西宮市環境衛生協議会、西宮市ごみ減量等推進員会議と共催して「わがまちクリーン大作戦」を実施しています。令和5年度（2023度）は6月と12月の2回実施しました。

- ・市民、事業者が日々行っている清掃活動を「見える化」し、まちをきれいにする取り組みの裾野を広げるため、令和3年（2021年）2月より、ごみ拾いアプリを導入しており、令和5年度（2023年度）は、4,067人の参加者がありました。

- ・ポイ捨てが多い市内10箇所の駅周辺において、まちの美化を目的としてタバコのポイ捨て禁止の呼びかけ等のマナー啓発を実施しています。また、定期的に職員が市内を巡回し、歩きタバコやポイ捨て禁止の指導・啓発を行っています。

- ・犬のふん放置については、飼い主が特定されている場合は、直接、啓発指導を行い、特定されていない場合は広報車等による巡回啓発を実施しています。また、広く周知するため、啓発チラシや看板の配付等を行っています。

3. 身近な自然、歴史や文化の次世代への継承

・西宮市が有する美しい景観を保全・育成していくために景観計画を策定し、一定規模を超える建築行為等に対し届出義務を課し適切な規制・誘導を行うとともに、特色のある景観を形成している地区等を景観地区・景観重点地区等に指定するほか、景観形成に寄与する重要な建築物を景観重要建造物・都市景観形成建築物等に指定しています。また、屋外広告物の規制を行い、公共サインの適正化にも取り組んでいます。

・地区ごとの特性に相応しい良好な環境を保全するため、地域主体の地区計画の指定を推進しています。令和5年度（2023年度）末時点で38地区が指定されており、区域内において建築物等の制限を行っています。

・経年等により劣化、毀損した文化財の保存修理のため、令和5年度（2023年度）は、国指定「神戸女学院正門及び門衛舎」、県・市指定「旧辰馬喜十郎住宅」、市指定「絹本著色虎関師練画像」及び埋蔵文化財「西宮神社社頭遺跡等出土文化財」の保存修理事業等を実施しました。



図 4-6 甲陽園目神山地区景観重点地区

4. 自然災害や気候変動に対応したまちづくり・くらしの推進

・地域による防災訓練や地区防災計画の作成支援のほか、震災を経験したまちとして、市公式 YouTube において、再生リスト「にしのみや防災チャンネル」を開設し、21本の防災啓発動画を公開するなど、市民に対する防災意識の向上に取り組む、自然災害に対応できるまちづくりを進めています。

・緊急時の一時避難地や避難経路の確保のため、公園緑地及び公園整備を進め、防災性の強化を行っています。

・また、公共施設において豪雨などによる浸水被害を防ぐため、雨水を一時的に貯め、下水道や河川への雨水の流出量を抑制する貯留施設を導入するほか、雨水貯留浸透施設を設置する市民に対して、設置費用の一部を助成しています。



図 4-7 防災訓練